

令和4年2月4日

関係各位

農林水産省動物検疫所
神戸支所広島空港出張所

外国人の入国制限の見直しに伴う動物検疫措置の徹底について（協力依頼）

皆様方におかれましては、平素から、動物検疫の実施にあたり格別の御配慮をいただきまして感謝申し上げます。

豚の重大な伝染病であるアフリカ豚熱については、平成30年8月にアジアで初めて中国で発生が確認されて以降、アジア諸国においてその感染拡大が続いています。昨年は中米のドミニカでも約40年ぶりに発生が確認されるなど、我が国へのアフリカ豚熱の侵入リスクは依然高い状況です。発生国から訪日される個人等が偶然または意図的に持ち込む豚肉製品等によるアフリカ豚熱発生のリスクは継続的な脅威となっています。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、各国で新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止する措置がとられ訪日外国人数が減少している状況ではありますが、今後、水際措置の段階的な見直しがされた場合に、アフリカ豚熱等の家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期するため、留学生や技能実習生などの訪日予定の外国人等に対し日本への肉製品等の持ち込みは原則禁止されていることあらかじめ周知し、現地出国の際に持ち出させない対策を講じることが有効であると考えます。

また、現在訪日人数が減少していることから携帯品として個人が持ち込む肉製品等の禁止品の件数、数量は、例年と比較して減少しているところではありますが、国際郵便による肉製品等の禁止品の摘発は続いています。このため、留学生や技能実習生などの家族や知人から肉製品等を国際郵便で日本に郵送しないことの周知も重要と考えます。

つきましては、アフリカ豚熱等の日本への侵入防止に関する別添の内容について、リーフレットや動物検疫所のホームページを活用し、訪日予定や既に来日している留学生や技能実習生へあらかじめ周知及び注意喚起にご協力いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ

農林水産省動物検疫所神戸支所広島空港出張所
(担当：水出/畑野)

TEL:0848-86-8118 / FAX:0848-86-8119

e-mail: aqs.hit@maff.go.jp

<http://www.maff.go.jp/aqs/index.html>

(別添)

○ アフリカ豚熱等の侵入防止に関する周知、注意喚起内容

- 1 海外から日本への肉製品の持ち込みは法律で厳しく制限されています。量の多少や手荷物・郵便物にかかわらず海外から日本へ肉製品は持ち込みできません。
- 2 日本に肉製品を違法に持ち込むと重い罰則の対象となります。(3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は5000万円以下)の罰金等)
- 3 留学生や技能実習生だけではなく、訪日する家族や知人も日本に肉製品を持ち込んだり、国際郵便物で日本に送ったりしないように注意してください。

○ Eメール、SNSでの周知文例

(Facebook)

海外から日本への肉製品の持ち込みは法律で厳しく制限されています。

日本に肉製品を違法に持ち込むと思えば罰則(3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は5000万円以下)の罰金等)の対象となります。

悪質な持ち込みと判断したら警察に通報します。

違法な持ち込みにより、逮捕された人もいます。

このため、海外から日本へ肉製品を持ってこないでください。

詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

連絡先

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

農林水産省動物検疫所

(Twitter)

海外から日本への肉製品の持ち込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品を違法に持ち込むと思えば罰則の対象となります。このため、海外から日本へ肉製品を持ってこないでください。

○ 動植物防疫関係のリーフレット

「来日するあなたへのお願い」

日本語

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-272.pdf>

中国語

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-270.pdf>

ベトナム語

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-248.pdf>

英語

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-250.pdf>

その他言語のリーフレットはこちらから

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#tg>

○ やさしい日本語のリーフレット

どうぶつけんえきしよ からのおしらせ

にほんのほうりつでは、うし、ぶた、
にわとりなどのにくやそーせーじ
などのたべものはにほんにもちこむ
ことはできません。

ゆうびんでも

にほんに

もちこむことはできません。

ほうりつにいはんすると、けいさつに
たいほされることがあります。



のうりんすいさんしよ どうぶつけんえきしよ

農林水産省 動物検疫所



<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>

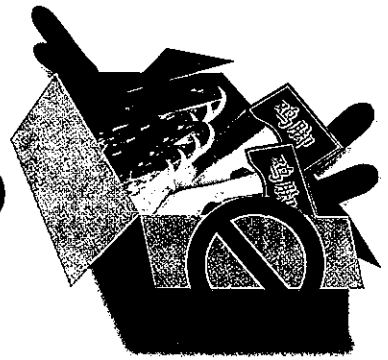
○ 動物検疫所ホームページ

「海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応の厳格化」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/asf2018.html>

※ご紹介しております資料は、PDF等ファイルでお送りすることもできます。

ご希望ございましたらメール (aqs.hit@maff.go.jp) でお問い合わせください。※



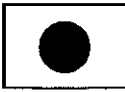
動物検疫所からの 重要なお知らせ

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は最高300万円の罰金
が科せられます。

(法人の場合は、最高5,000万円)

- ◆ 国際郵便・宅配便で送る場合も同じです。
- ◆ 動物検疫所の職員は、荷物の中の肉製品などの畜産物の有無について検査を行います。
- ◆ 違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物は、原則廃棄されます。
- ◆ 悪質な輸入事例については、警察に通報しています。
違法な肉製品などの畜産物の持ち込み等により、逮捕された人もいます。





Thông báo quan trọng từ Cơ quan Kiểm dịch động vật Nhật Bản

Theo quy định của Nhật Bản (Luật Phòng chống bệnh truyền nhiễm ở gia súc) , **từ ngày 1 tháng 7 năm 2020**, trường hợp vi phạm quy định đem thịt và các sản phẩm từ thịt vào Nhật Bản sẽ **bị phạt tù đến 3 năm hoặc bị phạt tiền đến 3 triệu Yên.**

(trường hợp là pháp nhân sẽ bị phạt lên tới 50 triệu yên)

- ◆ Quy định xử phạt này cũng sẽ áp dụng cho trường hợp gửi qua đường bưu điện, giao hàng tại nhà.
- ◆ Cán bộ Cơ quan Kiểm dịch động vật sẽ tiến hành kiểm tra hành lý để xác nhận có hay không có thịt và các sản phẩm từ thịt.
- ◆ Thịt và các sản phẩm từ thịt vi phạm quy định cầm mang vào Nhật Bản sẽ bị tiêu hủy.
- ◆ Những trường hợp nhập khẩu có tình vi phạm quy định đã và đang được thông báo tới cảnh sát. Có trường hợp vi phạm quy định mang thịt và các sản phẩm từ thịt vào Nhật Bản đã bị bắt giữ.



日本农林水产省动物检疫所



**违法携带肉类等畜产品人员
将被判处3年以下的有期徒刑或
300万日元以下的罚款**

(注: 法人团体最高罚款金额为5,000万日元!)

- ◆收取含上述物品的国际包裹・邮件也同样会受到法律制裁。
 - ◆动物检疫所的职员会检查行李中有否肉制品等畜牧产品。
 - ◆违法携带的肉制品等畜牧产品将被没收。
 - ◆对于恶质的进口案件，动物检疫所进行报警。
- 已有违反本法者因携带肉制品等畜牧产品而被逮捕。

